

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等管理システム開発・保守業務 仕様書

1. 業務名

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等管理システム開発・保守業務

2. 業務の目的

「平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの間の生活保護法による保護の基準の特例（令和 8 年 2 月 20 日付厚生労働省告示第 43 号）」他各通知に基づいて、生活保護廃止世帯に対する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等を進める上で必要となる管理システムについて開発・保守を実施することにより、安定的かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

本市の指定する場所

5. 事業概要

(1) 給付対象者

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までに生活保護を受給していた全ての世帯

(2) 給付額

厚生労働省から提供された計算ツールで計算された金額

(3) 対象件数（見込）

生活保護廃止世帯 約 22,000 世帯

(4) 給付申請

ア 電子申請

給付対象者が堺市電子申請システムで必要事項を入力し、振込先口座等の必要書類のデータを添付する申請方法

イ 郵送申請

給付対象者がホームページからのダウンロード又は郵送等で申出書を取得し、申出書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類等必要書類の写しとあわせて市へ郵送する申請方法

(5) 給付方法

原則として給付対象者の本人名義の銀行口座への振込みにより給付する。

やむを得ない場合に限り、現金による給付を行う（※案件ごとに市と協議する。）。

(6) 申請期限

令和 9 年 7 月末日

6. 業務スケジュール（想定）

業務の運営に当たり、下記の業務スケジュールとすること。

令和8年

8月1日 申出書の受付開始（追加給付管理システム稼働前）

8月中旬 申出書による給付開始（追加給付管理システム稼働前）

9月上旬 追加給付管理システム要件定義

9月中旬 追加給付管理システム構築及びテスト

9月下旬 追加給付等管理システム稼働開始

10月以降 運用開始

令和9年

3月末 追加給付等管理システムによる給付終了

（参考）7月末 申出書受付終了

7. 基本事項

（1）要求事項の遵守

開発にあたっては、本市から提示する仕様を満たす開発方式を採用すること。また、開発順序や日程については本市と協議の上決定すること。

（2）接続ネットワーク

本システムは自治体専用の総合行政ネットワーク（LGWAN）の閉域ネットワーク上で稼働させること。

（3）運用端末

運用する端末は次を想定している。

ア 本市職員が使用する庁内 LAN 端末（11台）

イ システム構築及び保守用端末（2台程度）

アについては本市で準備し、イについては受注者が準備すること。

準備する端末については、別添の庁内 LAN 利用要件を遵守すること。

（4）他システムとの連携

本システムは他システムとの連携を想定せずに構築すること。

（5）システム改修

制度改正等でシステム改修の必要が生じた時は速やかに対応すること。

（6）実施体制

ア 契約締結後、すみやかにシステム調達計画書及び WBS を作成のうえ本市の承認を受けること。

イ 業務実施に関する深い知識及び適切な能力を有し、業務が円滑に実施されるように業務担当者を管理・指導できる部門責任者を配置すること。全体の体制、役割、連絡報告体制を明確にした実施体制図等、契約書に記載している書類を提出し、本市の承認を得ること。

ウ 止むを得ない事情により業務従事者を変更する場合は、事前に本市と協議を行い、了解を得るものとする。また、業務に支障が生じないように十分な引継ぎ期間を設けること。

エ 障害時の緊急体制を提示すること。障害発生を把握してから1時間以内に復旧対応に着手できる

体制を確保すること。

(7) 費用負担

本システムに係る開発、運用、必要となる端末、通信機器（LAN ケーブルを含む。）、プリンタ等のハードウェア、ソフトウェアの調達や設置等に係る全ての費用等は、受注者が負担すること（委託業務終了後の撤去費用を含む。）。なお、履行場所における LGWAN 回線の整備（ルータまで）は本市において実施する。

(8) 管理方法

受注者は、課題管理、進捗管理、品質管理、リスク管理を内部で定期的に行い、本市に報告を行うこと。ただし、大きな問題等が発生した際は至急報告を行うこと。

(9) 報告

ア システム設置の進捗状況や課題などについて協議、報告すること。必要に応じて会議を実施すること。

イ 本市が開催する会議について、必要に応じて会議資料の作成を支援すること。

ウ 会議は、原則として本市施設内で行うこと。

8. 機能概要

(1) システム概要

当該追加給付を実施するにあたり、ホームページや広報さかいでの案内及び本市の対象者からの「申出書」の受付、審査、支払、市民からの問い合わせ対応等を実施するために必要な生活保護台帳等の関連システムから出力されたデータを使用し、国から提供された計算ツールを使用した結果を取り込みデータベース化し、一元管理を行う。なお、マイナンバー情報は取り込まない。

(2) 構築要件

ア 本システムは、kintone のアプリとして構築するものとする。

kintone のアプリとしての構築については、本市が提供するテナント上に構築することとし、別紙「堺市 kintone アプリ構築要件」を遵守すること。

イ 接続サービス、端末等機器は、業務が遅滞なく実施できるよう、受注者の責において必要な性能を持つ機器を導入すること。また、端末等は情報の抜き出しができないように制御すること。なお、端末等は本市 LGWAN 環境のドメインに参加するとともに、本市のポリシーに準じて稼働できるようにすること。

ウ 導入する全ての OS、ミドルウェア、ソフトウェアはメーカーサポートが受けられること。サポート期限切れのソフトウェアの導入は認めない。なお、フリーのソフトウェアを利用することも妨げないが、当該ソフトウェアの利用における一切の責任は、受注者が負うこと。

エ ウィルス対策ソフト等によって不正プログラムの感染を防止する機能を、すべての端末に導入すること。必要に応じて、不正プログラム対策機能の動作状態や当該機能の更新状況を一元管理する機能を備えること。

オ 文字コードは、Unicode とし、文字フォントについては本市と協議し決定すること。文字コード利用に関して必要なソフトウェアがある場合は受注者で準備し、導入すること。

カ 外字については、保護追加給付決定通知書等帳票出力時に表示及び印字できること。

キ 構築を行うシステムエンジニアは、生活保護費追加支給業務に精通したスキルを有したものが行うこと。

ク システムの稼働にあたり、庁内 LAN ネットワーク並びに各業務システムに影響を及ぼさないような構成とすること。

(3) システム機能要件

システム機能要件については、以下を基本とする。詳細については、要件定義の段階で本市と協議の上決定すること。

ア 対象世帯データ作成機能

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までに生活保護を受給していた全ての世帯

イ 生活保護システムから出力される生活保護世帯 CSV データ取込機能

ウ イのデータを基に国から提供された計算ツールの計算結果データの取り込み機能

エ 国から提供された計算ツールの計算については、個別操作に加え、効率的に計算結果データが作成できるような仕組みを構築すること。

オ 管理システム

- ・進捗管理
- ・廃止世帯データの突合管理
- ・決定通知書、不支給決定通知書の発行機能
- ・決定通知発送状況の管理
- ・申出受付状況管理
- ・審査・不備情報管理機能
- ・照会機能

問い合わせに対応するため、個人（世帯）を特定し、給付該当者情報の照会ができ、申出書の提出状況、審査状況、給付状況等の進捗状況等の把握が可能とすること。

- ・集計結果出力機能

項目については現時点では不明であるが、実績報告時や各種調査時等に、データ抽出条件により各種リスト出力ができること。

- ・申出書、決定通知書、不支給決定通知書の返戻管理ができること。
- ・パスワード管理、ログイン履歴、セッションタイムアウト、アクセス制限等設定ができること。

カ 振込データ作成

・国から提供される計算ツールを基に算出した支給額と相手方の支払先を元に入金データ（全銀フォーマット）作成する。

- ・入金結果、エラー情報を更新すること。二重支払防止の手段を講じること。

(4) セキュリティ等機能要件

ア 操作ログの取得

- ・本システムの操作ログを取得し、だれがどのような操作を行ったかをトレースできるよう保存すること。
- ・システムを利用した時にはログイン履歴（ユーザー名、日付と時刻）、検索履歴（ユーザー名、日付と時刻、検索内容）及び以下の項目更新履歴（ユーザー名、項目名、日付と時刻）を取得し管理することを想定している。

【管理用データベース項目】

給付対象者氏名、給付対象世帯員氏名、住所、宛名情報、区役所 CD、ケース番号、世帯員番号、受付番号、保護開始年月日、保護廃止年月日、追加給付額、要配慮情報、申請ステータス、申出書等発送日、申出書受付日、審査結果、入金データ作成日、入金予定日、振込口座情報、現金支給日、振込結果、不備状況、問い合わせ内容等

※ログイン履歴、検索履歴、項目更新履歴の保持期間は 12 か月可能とすること。

イ その他のセキュリティ対策について

・本市として継続的かつ安全・安定的な行政サービスを実施するには、個人情報を含む情報資産を人的脅威や災害、事故等様々な脅威から防御する必要がある。本市の情報セキュリティポリシーに則り情報資産の管理を行う上で、情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するシステム構成とすること。

9. 運用保守等要件

(1) ヘルプデスク機能

ア 障害対応

アプリケーション、ハードウェア、ネットワーク等の各障害について、問い合わせ受付、障害切り分け、内容分析を実施し、障害対応を行うこと。

イ 質問対応

システム操作、システム機能に関する本市からの質問に対応すること。

ウ 対応時間

メールでの受付は 24 時間 365 日、回答対応は平日 9 時～17 時 30 分（祝日、年末年始を除く）の間、2 営業日以内に行うこと。ただし、緊急時はこの限りでない。

(2) システム操作研修

ア 操作マニュアルを作成すること。また必要に応じマニュアルの修正を行い、最新状態を保つこと。

イ 本業務従事者等本システムを利用する要員に操作マニュアルを用いた端末操作研修を実施すること。

(3) システム保守

ア ネットワーク環境設定の軽微な変更に対応すること。

イ ネットワーク障害（LGWAN は本市対応）の調査、対応を行うこと。

ウ ハードウェア障害の調査、対応を行うこと。

エ セキュリティ対策ソフトの障害について、調査、対応を行うこと。

オ OS、ミドルウェアの障害について、調査、対応を行うこと。

カ 障害が発生した場合、速やかに本市へ連絡し復旧対応を実施すること。また、状況の記録、対応の進捗管理、予防対策及び再発防止策を講じ、本市へ報告を行うこと。

(4) 運用管理

ア ハードウェア・ソフトウェア等の情報資産、ネットワーク構成、I P アドレス、その他システム環境の設定について管理を行うこと。

イ システムの操作権限について、担当業務によって、管理者権限、更新可、閲覧のみ可等の設定を可

能とすること。

ウ 一括バッチ処理やユーザー一括登録時には、処理に立ち会うなどシステムを運用する要員の支援を行うこと。

エ 開発したシステムは必ずテストを行い、本番データの情報量に対して支障なく動作することを確認し、本市に報告したうえで運用を開始すること。

(5) 機器管理

ア 各機器の管理を行うこと。

イ 事務所内のレイアウト変更に伴う機器移動を行うこと。

10. 作業要件

(1) 作業場所

本市と協議の上決定する。

(2) 作業時間

作業場所が堺市役所内の場合は、平日 9 時から 17 時 30 分（祝日、年末年始を除く）までの時間帯に行うものとする。

ただし、当該時間帯外の時間帯に作業する必要がある場合、それが本市の事情による場合は、受注者は本市の指示に従うものとする。また受注者の事情による場合は、事前に本市と協議することとする。

(3) 成果物

成果物については、下記に掲げるもののほか、別途本市と協議の上納品すること。成果物は全て日本語化されていること（製品名などで英語表記が必要なものは除く）。なお、各納品物の納品時期については、契約後本市と協議の上、決定すること。

ア ドキュメント一覧

（ア） システム操作マニュアル

（イ） 本業務で調達したライセンス証

（ウ） 打合せの議事録

（エ） 申請・給付実績データ

イ 納入方法

納品物は、Microsoft Word、Microsoft Excel 等（バージョン 2024 以降）により作成した再利用可能な電子ファイルを納品すること。

ウ 納入場所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所生活援護管理課又は本市の指示する場所

11. レビュー方式

各種設計書類等の品質を確保するため成果物に対するレビューを適宜実施すること。なお、本市にレビューする前に必ず受注者側での内部レビューを実施しておくこと。また、レビュー時間が長時間にならないように工夫を行い、要点を整理してレビューを実施すること。レビューでの指摘、変更、質疑は重要度に応じて次回レビュー

時又はレビュー後 2 開庁日以内に修正版の説明を行うこと。

12. 留意事項

(1) 機密保護

- ア 本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。
- イ 本件業務を履行する上で知り得た情報を、本業務履行期間中はもとより本業務終了後も、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置をとること。
- ウ 本業務における一連の作業において使用又は作成した成果物、図面、書類、データ等について、本市の許可なく他の業務に利用しないこと。これら成果物、図面、書類、データ等については、紛失、盗難等のないように、必要な措置をとり、運用保守フェーズにおいてもドキュメントの確認が早急に行えるように適正に管理すること。
- エ 本市のネットワーク及び機器を使用する場合、本市の定めるユーザ ID・パスワードを用い、セキュリティの保全に努めること。
- オ 本市が提供した資料及び電子データ（以下「データ等」という。）は、本業務を実施する目的のために用いることとし、本市の許可なく複写又は複製してはならない。また、業務終了後はデータ等を本市に返却又は消去しなければならない。なお、データ等を消去した場合は、消去したことを証明する書類を本市に提出すること。
- カ 本業務の終了時には、端末等導入した機器類を撤去し、敷設した回線等を抜線し、原状復帰を行うこと。また、記録しているデータについては、システム内のデータ等が復元できないように、完全にデータを消去又はデータ等が保存されているハードウェアを本市職員立ち合いのもと物理的に破壊すること。あわせて、復元不可能な状態にデータを消去又は物理的に破壊したことを証明する書類及び証明写真を本市に提出すること。

(2) 個人情報保護

- ア 本業務に従事する者に対する個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施すること
- イ 本業務の遂行に当たっては、各種法令及び本市条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守し、忠実に業務を遂行すること。特に、下記の法令等は、情報セキュリティ対策を実施するために必要不可欠なものであるため、特にここに示す。
 - (ア) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - (イ) 堺市情報セキュリティ基本規程（平成 15 年堺市庁達第 2 号）
 - (ウ) 堺市情報セキュリティ対策基準要綱

(3) その他

ア 再委託について

受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。ただし、業務の一部について相当の理由があると認めるときは、この限りでない。業務の一部について相当の理由があり再委託により履行しようとする場合は、再委託先、再委託内容その他本市が必要と認める事項を本市の指示する所定の様式にてあらかじめ本市に申請し、承諾を得

ること。

イ 受注者は本市からの依頼に対し誠実に対応すること。

ウ 本仕様書に疑義がある場合は本市に質問し、その指示を受けること。

エ 本仕様書に定めなき事項については、受注者は本市と協議の上、決定すること。

オ 本業務の履行にあたり問題が生じた場合は即時対応し、問題対処後、原因及び対策を報告すること。
また、問題発生時には、誠実に対応すること。

カ 本業務にかかる全ての作業において、業務に携わる者については、本市の指示する所定の様式にてあらかじめ本市に届出すること。

キ 本業務実施において、不具合が生じた場合は、速やかな原因特定、システムの復旧を行うため、本市及び関係業者と連携し、誠実に対応にあたること。

ク 国の方針変更や不測の事態が生じた場合は、本市と仕様について協議を行うこと。また、その際の費用については、別途協議とする。

1 3. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。